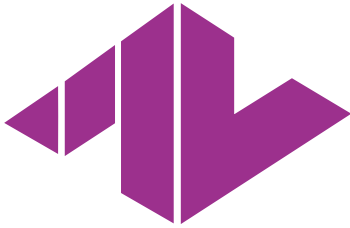


都留

市議会だより



第164号 平成24年8月1日発行

都留市議会

山梨県都留市上谷一丁目1番1号

〒402-8501 ☎(43)1111

URL : <http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/>

E-mail : gikai@city.tsuru.lg.jp



第44回都留市体育祭り開会式（議長あいさつ）

目次

2 (ページ)

6月定例会

会期日程

正副議長就任

あいさつ

市長所信主要項目

議案議決結果

常任委員会等

委員構成

3

4 一般質問要旨

4 谷垣 喜一 議員

5 清水 絹代 議員

6 小俣 武 議員

8 藤江喜美子 議員

9 小林 義孝 議員

11 杉山 肇 議員

12 6月定例会各常任委員会
の審査内容と結果

13 人事案件

14 議会日誌

各会議における議員の
欠席日数状況報告

計 報

編集後記

六月定例会会期日程

6月8日 本会議（開会）

◎会議録署名議員の指名

◎会期の決定

◎提出議案の市長説明
並びに所信表明

◎議案審議

◎議案及び請願の
委員会付託

6月14日 本会議

◎一般質問

6月18日 総務常任委員会

社会常任委員会

6月19日 経済建設

常任委員会

6月22日 本会議

◎委員長報告

◎議案審議（閉会）



鈴木孝昌 副議長



水岸富美男 議長

議長に 水岸 富美男 氏
副議長に 鈴木 孝昌 氏

就任のあいさつ

私共は平成24年6月市議会定例会におきまして、議長及び副議長に就任いたしました。身に余る光栄と存じますと同時に、改めて責任の重さを痛感しております。

地方分権が一段と進展するなか、地方議会が果たす役割はますます重要となってきております。このような状況において、市政を取り巻く環境の変化を的確にとらえながら、地域主権改革や行財政改革に即応するとともに、本市の発展と市民福祉の増進に全力を傾注して職務を全うし、公正、公平を旨とし、円滑な議会運営に努め、市民の皆様の負託にこたえてまいりたい所存であります。

市民の皆様には、今後ともなお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

市長所信主要項目

- ◆「都留市地域公共交通総合連携計画」策定に伴う、市民、事業者、行政の協働による「生活交通システムの確立」の推進
- ◆再編後の桂高校跡地利活用策【県立桂高等学校跡地利活用に関する検討有識者会議の「看護師養成系の高等教育機関」として利活用することが望ましいとの提言を受けたことにより、設置形態等の様々な調査結果や諸要因を踏まえた上で今年度上半期中に最終判断する】
- ◆国立大学法人横浜国立大学との包括連携協定【桂川・相模川上下流域の「水の流れ」に起因した産学官民のパートナーシップを結ぶ】
- ◆平成25年開催の国民文化祭に向けた取り組み【「都留市ふれあい全国俳句大会」「シニアコーラスの祭典」「カントリー・アンド・ウエスタンコンサート」「里地・里山・里水元気フォーラム」及び「甲斐絹展」の5事業の開催に向けた様々な取り組み】
- ◆文化・スポーツ関連施設の設備状況【「玉川グラウンド」人工芝生化の完成、文化会館並びに下谷体育館の耐震補強工事とそれに併せた改修工事の実施】
- ◆事務処理ミスの防止【「事務処理ミス防止取組方針」の策定】

※詳細につきましては、後日、市役所またはホームページにて閲覧できます。

6月定例会議案議決結果

区分	議員名 議案等名	議決結果	藤江喜美子	藤本明久	鈴木孝昌	谷内茂浩	清水絹代	水岸富美男	杉山肇	谷垣喜一	杉本光男	武藤朝雄	国田正己	藤江厚夫	小俣義之	小俣武	小林歳男	上杉実	小林義孝	
			市長提出	承第1号 専決処分承認を求める件(都留市税条例中改正の件)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第29号 都留市暴力団排除条例制定の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第30号 外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第31号 都留市営住宅条例中改正の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第32号 都留市火災予防条例中改正の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第33号 都留市土地開発公社定款中変更の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第34号 平成24年度都留市一般会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第35号 契約締結の件(都留市文化会館耐震補強工事・大規模改修工事(建築主体工事))	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第36号 監査委員の選任について同意を求める件	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第37号 固定資産評価員の選任について同意を求める件	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○は賛成 ×は反対 退は退席 ※議長は採決に加わりません。
(堀口良昭議員は欠席のため採決に加わりません。)

常任委員会等委員構成

平成24年6月8日就任

議会運営委員会 議事運営及び議長の諮問に関する事項	◎ 谷内茂浩 小俣武 清水絹代	○ 藤江厚夫 小俣義之	小林歳男 谷垣喜一
総務常任委員会 総務部(行政管理課・政策形成課・財務経営課・税務課)、会計課、消防本部及び議会事務局の所管に関する事項並びにその他の常任委員会の所管に属さない事項	◎ 藤本明久 小俣武 国田正己 杉山肇	○ 谷垣喜一 小俣義之 杉本光男 谷内茂浩	上杉実 藤江厚夫 堀口良昭 藤江喜美子
社会常任委員会 市民・厚生部(市民生活課・福祉課・健康推進課)、都留市立病院、老人保健施設「つる」及び教育委員会の所管に関する事項	◎ 上杉実 小林歳男 堀口良昭 清水絹代	○ 杉本光男 藤江厚夫 杉山肇 鈴木孝昌	小林義孝 武藤朝雄 水岸富美男 藤本明久
経済建設常任委員会 産業・建設部(産業観光課・基盤整備課・水資源活用課)及び農業委員会の所管に関する事項	◎ 藤江喜美子 小林歳男 武藤朝雄 清水絹代	○ 国田正己 小俣武 谷垣喜一 谷内茂浩	小林義孝 小俣義之 水岸富美男 鈴木孝昌

◎委員長 ○副委員長

一般質問要旨

- ▽谷垣 喜一 議員
- ▽清水 絹代 議員
- ▽小 俣 武 議員
- ▽藤江 喜美子 議員
- ▽小 林 義 孝 議員
- ▽杉 山 肇 議員

谷垣 喜一 議員

- ▼防災対策におけるインフラ整備について
- ▼地域維持事業について
- ▼セカンドブック事業について

防災対策における インフラ整備について

問 災害発生時には、公助の基本となる橋や道路、避難所施設など社会資本の多くは老朽化により、災害時の復旧や救助活動の妨げになる等、防災力の低下が懸念されている。本市では、水道、下水道の耐震化計画など全体的な推進計画が見えてこない。市民の安全安心のため、老朽化したインフラ等をリストアップして計画的な改修を行う事が「災害に強い街づくり」になると思う。今後のインフ

ラ整備の工程表の策定計画と社会資本の整備を行う上で「社会資本総合整備交付金」等の活用も出来るのか、財源の手当ても含めて、市長の所見と今後の取り組みについて伺う。

答 本市では、平成二十三年九月一日から平成二十六年三月三十一日までを計画期間とする「都留市震災対策強化推進計画」を昨年策定し、九つの推進項目を掲げているが、「公共施設の耐震化」や「非常時における給水等ラインに係る資機材の拡充」等のインフラ整備も積極的に推進していくこととして

いる。公共施設の耐震化については、本年度、都留市文化会館並びに下谷体育館の耐震補強工事とそれに併せ改修工事を行う予定となっており、さらに、市役所庁舎の耐震化工事についても、今年度実施設計、来年度の施工に向け協議・検討を進めているところである。また、災害発生時に地域の重要な道路網の寸断を防ぐための取り組みとして、市道に架かる橋梁の長寿命化実施計画を策定することとし、主要橋梁百十五橋を選択するとともに事前調査し、平成二十三年度、実施期間を見込む実施計画を策定した。水道・下水道の耐震化計画であるが、水道については、平成二十二年度に策定した水道事業施設整備基本計画において、平成二十三年度から平成三十二年度までの十年間を計画期間とし、配水管については、病院・公共施設・避難所などの重要施設に直結する管路四万五千四百三十一mを重要路線として位置付け、整備済みの延長を除く残り二万八千七百二十七mのうち一万一千四十三mについて耐震化することとしている。また、配水池は、三十三施設中、耐

震化済みの箇所を除く残り十七箇所のうち、四箇所について耐震化する計画となっている。その他、地震に伴う停電対策として三施設の非常用発電機などの設置を計画しており、本年度は上大幡第四水源の整備工事を実施していく。下水道の耐震化については、これまで下水道施設の耐震対策指針に基づき施工してあり、耐震設計の条件を満たしている。地震の際にも下水を処理できる状態を確保できるものと考えている。今後とも、市民の生活や地域の経済を支える重要なインフラである下水道並びに橋梁事業については、これまでと同様、社会資本総合整備事業による交付金を取り入れ財源の確保に努め、計画的に災害に強いまちづくりを推進していく。

地域維持事業について

問 地域の建設業者は、災害対応、除雪、インフラの維持管理等、地域社会の維持に重要な役割を担っているが、企業体力の低下、企業の



小規模化が進んできていることから、このままでは最低限の維持管理等まで困難となる地域が生じかねないなど、将来の対応に懸念が広がっている。今後、地域の維持管理が持続的に行われるようにするためには、担い手である建設企業の持続的な体制確保に資する「地域維持型契約方式」の活用が必要である。そこで同様が①地域維持事業の委託事業の内容とその維持管理について。②複数の仕事の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単位、複数年を契約単位とする「包括発注」を行えるのか。市長の所見と今後の取り組みについて伺う。

答 ①現在、本市においては雪害対策計画、除雪対応マニュアル及び除雪計画書に基づき、基準以上の降雪時の機械除雪作業については、人員配置や機械の確保が可能な市内二十四業者に「道路除雪及び運搬・排雪作業業務」として委託するとともに、中央道側道など七路線の融雪剤機械散布作業を「融雪剤機械散布業務」として一業者に委託している。なお、基準以下の降雪時においても、降雪量の多い一部地域の市道の除雪作業を地域の業者に委託してい

る。災害対応としては、「災害時における応急対策業務に関する協定書」を都留市建設業協議会と締結しており、災害時の応急対策工事を施工する企業を協議会が作成した協力者名簿の中から決定し委託することとしている。さらに、道路や河川を維持管理するための、道路の小規模修繕や街路樹の剪定・除草等については、迅速な対応による住民サービスの向上のため、それぞれの地域の企業に優先的に委託して、発注の分散化を図っているところである。②

「包括発注」については、この方式が住民ニーズに応えた迅速かつきめ細かな行政サービスの提供につながるのか、また、インフラの維持管理を担う地元建設企業の継続可能な事業経営にどの程度資するか等について調査・研究していきたい。

きを応援するブックスタート事業が実施されている。本市の子どもたちが、読書の習慣を身に付けることにより、考える力、他人を思いやる心、コミュニケーション能力を養う意味からも、ブックスタート事業も発育段階に応じてフォローが必要であると思う。そこで、小学校入学時など子どもたちに絵本をプレゼントするセカンドブック事業を提案させていただく。将来の心豊かな思いやりのある子どもたちをばくむためにも、本市でのセカンドブック事業の実施を強く望む。教育長の所見と今後の取り組みについて伺う。

整備を図るとともに、平成二十二年度からは、毎週一回、市民ボランティアの協力による乳幼児への読み聞かせを実施し、乳幼児が本に親しむことができるよう支援しているところである。乳幼児向けの読書環境の整備については、本年度予定している文化会館耐震補強・改修工事に伴い、情報未来館の一部に、乳幼児お話しコーナーを設け、親子で読書、読み聞かせなどが出来る居場所の整備を計画しているところである。また、市内四小学校区で行っている「放課後子ども教室」において、「巨大絵本の読み聞かせ」を実施し、子どもたちが本に

触れ合う機会を設けることとしている。子どもたちが、早い時期から読書に対する意欲や関心を高め、将来にわたり読書に親しむことは、テレビやゲームでは得られない豊かな人間性を培い、考える力、生きる力を養うものと認識している。現在、取り組んでいる「ブックスタート事業」及びフォロ事業の充実を含め、「セカンドブック事業」への取り組みについて調査・検討していきたい。



セカンドブック事業

について

問 本市では、子どもの読書活動指導の第一歩として、図書館と健康推進課、地域ボランティアが協力しながら、絵本を介して赤ちゃんと保護者が言葉を交わすひと

とを応援するブックスタート事業が実施されている。本市の子どもたちが、読書の習慣を身に付けることにより、考える力、他人を思いやる心、コミュニケーション能力を養う意味からも、ブックスタート事業も発育段階に応じてフォローが必要であると思う。そこで、小学校入学時など子どもたちに絵本をプレゼントするセカンドブック事業を提案させていただく。将来の心豊かな思いやりのある子どもたちをばくむためにも、本市でのセカンドブック事業の実施を強く望む。教育長の所見と今後の取り組みについて伺う。

答 「セカンドブック事業」は、「ブックスタート事業」のフォロ事業としての意味合いを持ち、個性の芽生えてきた子どもたちに、親子で本に親しみ、家庭に読書を定着させること、また、子どもの読書環境をつくるために欠かせない保護者の意識を高めることが主な目的であると認識している。「ブックスタート事業」のフォロ事業として、平成二十二年度から、図書館から情報未来館へ絵本コーナーを移設し、絵本の拡充、閲覧環境の

整備を図るとともに、平成二十二年度からは、毎週一回、市民ボランティアの協力による乳幼児への読み聞かせを実施し、乳幼児が本に親しむことができるよう支援しているところである。乳幼児向けの読書環境の整備については、本年度予定している文化会館耐震補強・改修工事に伴い、情報未来館の一部に、乳幼児お話しコーナーを設け、親子で読書、読み聞かせなどが出来る居場所の整備を計画しているところである。また、市内四小学校区で行っている「放課後子ども教室」において、「巨大絵本の読み聞かせ」を実施し、子どもたちが本に

清水絹代議員

- ▼チャイルドシート無償貸与・購入助成制度について
- ▼「地下水保全条例」と都留市内飲料水の安全対策について
- ▼東日本大震災瓦礫広域焼却受け入れ問題について

チャイルドシート 無償貸与・購入助成制度 について

問 チャイルドシートは、一台当たり二万円台から四万円台と高額で、成長に合わ

せて買い換える必要があり、保護者にとっては大きな負担となり、使用後の処分の問題もある。少しでも保護者の負担を軽減し、本市での子育てが安心できることを実感していただくため、さらなる子育て支援の充実としてチャイル

ドシート無償貸与及び購入助成制度の設置を提言するが考えを伺う。

答 平成十二年四月に道路交

「地下水保全条例」と 都留市内飲料水の 安全対策について

問 平成二十年六月と九月、さらに二十一年三月の一般質問で「地下水保全条例」制定の必要性について提言した。その後、平成二十三年度に地下水調査費として六百万円が予算計上されたが、調査の結果と現状の取り組み状況を伺うとともに、今年度中の早い時期の条例制定を改めて提言する。また、命の根源である飲料水の安全対策についての現状と見解を伺う。

答 平成二十三年度に実施した「取水井水位計・記録計設置業務」であるが、本業務は、地下水保全条例策定のための事前調査として、平成二十四年度から平成二十六年までの三カ年にわたり地下水位の予備調査を行うため、桂川流域の東桂地区三箇所既設取水井に水位計・記録計を設置した。この計測結果を基に、地下水位の分析・解析を行い、年間を通じた水位の変化を把握し、条例策定の基本的資料とする。本市の飲料水は、主に湧水を水源としており、水道法第四条の水質基

準により、上水道区域六箇所、簡易水道区域十九箇所に

おいて、残留塩素・色・濁りの三項目については毎日、一般細菌他八項目については月一回、カドミウム及びその化合物他二十項目については三ヶ月に一回、一般細菌他四十九項目については年一回検査を実施し、きめ細かな水質管理を行い、安全な飲料水の供給に努めているが、万が一、水質に異常がある時には、他水源からの送水により対応することとしている。本市の地下水の源となっているのは、富士山が大部分を占め保全には広域的な取り組みが不可欠である。山梨県では、本年二月に、水資源保全検討委員会を設置し、十二月の条例制定に向けた取り組みを進めており、今後、県条例の内容を精査する中、本市の条例との整合性をとっていきたい。また、本市では、「(仮称)里地・里山・里水保全活用条例」の制定を目指しており、同条例の制定を契機に、里地・里山が涵養する水資源を始めとする様々な恵みを、行政、農林漁業者、NPO、地域住民、さらに、都市住民や企業とも、一体となって保全・活用し、次の世代に引き継ぐ取り

組みを進めていきたい。



東日本大震災瓦礫広域焼却受け入れ問題について

問 政府は、東日本大震災瓦礫処理費に一兆円を試算し、各自治体へ広域処理の要請を強く求めており、受け入れを実施しているいくつかの自治体も出てきているが、本市と同様に地区外に依頼している最終処分地での焼却灰受け入れが基準値以下であっても断られ、残灰処理に困惑している自治体も新たに出てきている。焼却場については、すでに被災地周辺に何機か建設済み、また建設予定済みの報告もあり、今後、近場での焼却が可能となっていくと二重の投資となるとの指摘もある。瓦礫本体の放射能物質検査は低くても焼却で濃縮されるので危険性は高まる。「市民の健康・命を守るために瓦礫焼却は受け入れない」ことをしっかりと言明すべきだと考

答 大規模な津波により発生した、膨大な量の災害廃棄物は、岩手県で通常の一般

廃棄物排出量の約十二年分、宮城県で約十四年分に上ると聞いている。今回のこうした莫大な量の瓦礫の処理は、被災地の自助努力のみを見守るのではなく、被害を受けなかった自治体も相互扶助の精神をもって対処していくことが、より迅速な復興と日本の再生につながるものと感じている。このような中、山梨県においては、内閣総理大臣及び環境大臣から災害廃棄物の広域処理について検討するよう、協力要請があったことを受け、三月二十三日付で、県内市町村及び一部事務組合に対してアンケート形式の調査依頼を行ったところである。これに対し、都留市並びに大月市においては大月都留広域事務組合として統一した回答を行うことを確認し、四点の条件が整った場合に、受入の検討が可能との回答をした。その条件については、第一に

処理対象物の安全性を確保した上での処理が行えること。第二に検査体制が確立すること。第三に住民の理解が得られること。第四に焼却残渣搬出先の受け入れ基準である放射線セシウムが一キログラム当たり五百ベクレル以下をクリアできること。以上の回答を四月三日に行ったところである。特に第四点目の搬出先の問題については、広域事務組合の試算によると、現状の瓦礫を受け入れた場合には規準を満たすことが難しく、国において受け入れ可能な処分場が確保されなければ、実現は困難であるとのことである。これらの諸条件がクリアした場合においては、広域事務組合議会での協議及び初狩町住民を始め両市民の理解を得る中で、災害瓦礫の広域処理について協力していきたい。

小侯 武 議員

- ▼市事業について
- ▼体育施設について

市事業について

問 本年三月定例会で、予算の討論で、一議員が里地・里山整備計画について「十日市場・夏狩湧水群遊歩道の整

備が進められているが、周辺住民は決して望んでおらず、守るべき貴重な自然環境への影響を考えると、突然浮上した計画段階から、ともに反対の声を出してきました。

特に、整備した後の管理のあり方が何の検討もされず、周辺住民は非常に懸念している。」との賛成討論をしている。十日市場・夏狩湧水群ウォーターキング整備事業には、平成二十三年度千四百五十五万円、本年度二千万円、合計三千四百五十五万円の工事を費やし周辺整備を図ることとしており、国民文化祭の一事業として、里地・里山・里水という豊かな自然と、そこに残された自然と、現在に引き継がれている人々の生活文化を再評価するフォーラムを開催するとの指針が出ている。今日までの地域住民に対する説明経過と理解度、また、本年度に計画されている工事に対し理解が得られているのか伺う。またペットボトル飲料水販売の目的は何か、併せて伺う。

に、「名水百選十日市場・夏狩湧水群を守る会」が設立され、これまでに太郎次郎滝周辺の整備や、簡易看板の設置などの活発な活動が行われてきた。また、平成二十二年五月には、「東桂地域協働のまちづくり推進会」から市に対し、「十日市場・夏狩湧水群」の整備についての要望書が提出され、市との役割分担等についての協議が継続されてきた。そのような中、昨年八月に開催された「名水百選十日市場・夏狩湧水群を守る会」において、熊太郎稲荷周辺の整備方針、並びに管理方法などの湧水群全体の整備計画が決定された。これらを受け、昨年度は、熊太郎稲荷から長慶寺までの散策路と案内板、誘導標等を整備し、本年度は、永寿院から熊太郎稲荷までの散策路、太郎次郎滝への休憩施設、十日市場駅・東桂駅への総合案内板などの整備を予定している。さらに、里水に関連したフットパスの最適地として、市内外へその魅力を発信し、平成二十五年の第二十八回国民文化祭の市町村主催事業として開催する「里地・里山・里水元氣フォーラム」の会場としても活用

していきたくと考えている。このように湧水群の整備については、数年をかけた地元の要望に応え、住民との協働で実施してきたものであり、地域の同意は得られているものと認識している。なお、第五次長期総合計画の地域別計画の一つである「桂の邑(むら)・湧水の里」の主要な地域資源である、「十日市場・夏狩湧水群」の保全活用に引き続き、市民と共に取り組んでいく。ペットボトル飲料水販売の目的については、本市の魅力的な地域資源である豊富で清冽な水から作られた、安全で安心なおいしい水道水をPRし、その普及拡大を図ることを目的に、「十日市場・夏狩湧水群」内に位置する、富士山からの湧水である第一水源(通称「熊太郎水源」)の原水をペットボトルに詰めた『つるの水物語「熊太郎の大好物」』を平成十九年五月から販売している。さらに、今年度には「自然豊かな山紫水明のまち 都留市」を全国に広くPRするため、「熊太郎の大好物」と公募により新たに制定したラベルデザインの雫をあしらったグラスや、木製コースター等をセッ

トにした土産品『つるの雫』の販売が都留市観光振興公社によって開始されており、これらを活用した着地型観光の振興にも努めていきたい。



体育施設について

問 桂高校と谷村高校が両校統合し平成二十六年開校となり、平成二十九年年度の校舎完成までは高校の体育授業と部活動を行うために本市の体育施設を使用することに、なるが、県にどのような計画で貸与するのか。また、市民が体育施設を使用するのに、どのような影響が出てくるのか伺う。

答 新設高校の開設に伴う現在の谷村工業高校グラウンドへの仮設校舎等の建設により、平成二十五年四月から平成二十九年の九月頃までの約四年半の期間、同校グラウンドが使用できなくなる予定

である。このため、山梨県教育委員会及び谷村工業高校から、工事期間中における、市の社会体育施設の使用について配慮いただきたい旨の申し入れがあり、本市の社会体育施設の貸し出しについて、県教委及び同校の担当者との協議・検討を行っているところである。施設利用希望は、体育の授業については、移動時間、移動距離等を考慮し、住吉球場の使用を希望している。また、放課後の部活動については、野球部が、住吉球場及び楽山球場の使用を、サッカー部が、玉川グラウンドや水沼グラウンドの使用を希望しており、ラグビー部、陸上部等は、桂高校との合同練習を取り入れ、当面、桂高校グラウンドを使用する方向で協議が進められている。住吉球場については、体育の授業が行われる平日昼間の時間帯は、これまでも市民の利用はあまり無く、影響は少ないものと思われるが、野球部が活動する放課後の時間帯は、市の各種大会、また、スポーツ少年団の野球での使用が頻繁で、使用する時間帯及び利用日等について調整せざるを得ない状況となっている。楽山球場については、現在、

放課後の時間帯は、都留リトルシニアや都留文科大学準硬式野球部などが主に使用しており、高校の部活動については空き時間帯に設定すること

になると思われる。いずれにしても、市の各種イベントや市民の利用を優先し、市民への影響が最小限になるよう調整・協議を進めていく。

藤江 喜美子 議員

▼震度計設置について
▼通学路の安全対策について

震度計設置について

めにも新たな場所への震度計設置が望まれるが、市当局の考えを伺う。

問 本市の震度計は、市役所庁舎裏の強固な岩盤の上に設置されているため、他の場所比べて揺れを感じにくい条件である。本市にも地震を引き起こすおそれのある活断層がいくつもある。「都留市史」にはいくつかの実例が掲載されており、聞き取り調査での体感震度は、地域によりかなりの差があることが分かった。少なくとも平均的な震度を感知するような地盤の上に震度計を移設することが望まれるのではないか。「都留市地域防災計画」の第3章・災害応急対策計画によると、震度の大きさにより対応策も変わり、市職員の配備体制も変わってくる。地震災害への迅速かつ的確な対応を図るた

答 本市には、山梨県の震度の市役所敷地内に計測震度計一台が設置しており、その設置場所は、地盤等の調査を行うとともに、地震が発生した際、防災拠点となり職員の初動体制を整えるのに適地であることや中心市街地で維持管理に優れているとの判断から現在地に決定したとの説明を県より受けている。設置場所である市役所庁舎裏側は、比較的強固な地盤となっており、気象庁から発表される本市の震度は、この地点のものである。本市の震度を、市役所敷地内の震度観測点のみで公表し、また対応すること

は、有事の際の情報量としては、決して満足できるものではないため、昨年度の富士東

部地域防災アクションプランのワーキングの会議の席において、近隣他市町村とともに増設要望をしたが、県は、平成の大合併以前の各市町村に一施設を基本としており、現在のところ新たな増設は行わない方針とのことであった。しかし、地震の際の震度は地盤や活断層の位置などの状況によつて異なり、観測点の増設は本市にとつて、初動体制を整えるうえでも重要な事項となるので、今後とも、県等

に対し要望を行つていく。なお、地震発生時の職員の配備についてであるが、都留市地域防災計画の職員配備基準では、震度四以上の地震を観測した時点で情報活動を始めることとなつてはいるが、今年、一月二十八日の東部・富士五湖を震源とする最大震度五弱を記録した地震の際には、本市の震度は三との発表ではあつたが、多くの職員が参集し対応にあつたところである。今後、地震発生時における各地区に居住する職員の揺れの体感やテレビ等による山梨県東部・富士五湖地域の速報値等の情報を勘案した初動体制のあり方を検討していきたい。

通学路の安全対策について

通学路の安全対策について

問

通学路の安全対策は、おむね車に対して行われているのが現状だが、車が原因による危険だけではなく、地震がおきて、老朽化している家が倒壊したり、ブロック塀やフェンスなどが倒れたり、道路が陥没したりするようないかなる災害が発生した場合の通学路は安全なのか。そこで市当局に伺う。①現在、本市の通学路の安全面での現状確認や調査などは行つているのか。②通学時の児童に対して、地震などの災害が発生した場合の市の対応はどうなつているのか。



答

①通学路の安全の確保に係る調査の実施については、児童・生徒が学校生活上の安全確保と教育的環境維持の観点から、市教育委員会及び各学校に課せられた責務であると認識しており、各学校において、新年度早々に、教

職員がPTAの協力を得て、実際に各通学路を子どもたちと同行し、危険箇所の把握に努めるとともに、教職員や保護者の皆様が独自に危険箇所調査を実施するなど、一年間を通して子どもたちの通学路の安全確保に努めているところである。②市教育委員会では、学校及び市防災担当部署と協議し、各学校防災計画や市地域防災計画を基に、児童・生徒の「引き取り」など地震発生時の基本的な対応事項をまとめた「大地震が発生した時の基本対応」マニュアルを本年二月に作成し、全ての児童・生徒の保護者へ配布したところである。このマニュアルでは、日頃から通学路上に崖・ブロック塀・橋・電柱などの崩落や倒壊の恐れがある危険箇所がどこにあるかを自ら認識することに努め、大規模地震の発生時にはその場所から離れ、身の安全を確保するよう指導している。また、各学校では、「自ら危険を予測し、回避する能力を高め、迅速な行動をとる」ことが出来る力を身に付ける安全教育の実施や児童の保護者引取り訓練の際に、児童・保護者・教職員が実際に通学路を歩き、危険箇所の確認を実施

するなどの取り組みを行って
いるところである。今後も、
これまで以上に安全教育を徹
底するとともに、スクールガ

小林義孝議員

- ▼被災自治体への職員派遣について
- ▼桂高校跡地の活用について
- ▼小水力発電でイニシアチブを
- ▼お城山の整備について

被災自治体への 職員派遣について

問 四月十七日から二十日ま
で、宮城県の被災地山元
町へ支援に行ってきた。二度
目の被災地訪問となるが、
一年経って瓦礫が四角くきれ
いにまとめられていたが、農
地も宅地も、そのどこにも復
旧の形は見られなかった。
誰もが大きな痛手を受けた被
災地で、誰が復興を担うべき
か、自治体がその中心に立つ
べきことは論をまたないと思
う。岩手、宮城、茨城、
千葉の二十七の市町村から出
された公務員の派遣要請は
五百六十一人で、派遣された
のは三百五十四人であり、こ
れは全国の市と東京特別区
の被災地支援は多様、多彩だ

ドや保護者の協力を得て子
どもたちの見守り活動を積極
的に展開し、通学路の安全確
保に一層努めていく。

と思うが、やはり被災した自
治体が求める専門知識を持つ
職員の長期的派遣要請は切実
である。まだ復興へほとんど
動き出していないという印象
の強い被災地をみて、本市で
も職員の長期派遣をすべきで
はないかと思つたが、いかが
か。



答 職員の被災地への派遣に
ついては、全国市長会を
通じて要請のあつた派遣依頼
に対し派遣希望を取りまと
め、昨年六月十三日から七月
一日までの期間、宮城県宮城
郡七ヶ浜町に、税務経験のあ
る職員を中心に七名の職員を
派遣し、被災家屋の現地調査
や被災証明の発行などの業務
を支援した。また、同年七月
十九日から二十一日まで、
県福祉保健部を通じて、保健
師を派遣し、被災者の健康状
態の調査や二次的健康被害の

予防等の業務を行った。その
他、自主的に多くの職員がボ
ランティアとして現地に入っ
ているところである。また、
被災地の支援に参加した職員
による防災研修会等での経験
発表等を通し、多くの職員に
被災地支援の継続の必要性が
認識されたところである。現
在、被災自治体においては、
本格化する膨大な復興事業を
前に「発注能力不足」が指摘
されるなど、行政機能そのも
のが追いつかない状況が散見
され、将来を見据えたまちづ
くりの中核を担う土木技師や
建築技師を始めとする専門職
等の中長期的な派遣依頼が続
いているところである。本市
を始め多くの自治体におい
て、それぞれ自治体の抱える
事業の遂行と被災地支援の両
立という大変シビアな調整を
行つていかなければならない
が、本市としても、全国市長
会及び県との情報共有を密に
するなか、引き続き効果的で
効率的な被災地支援に努めて
いきたい。

桂高校跡地の 活用について

問

市長は、所信表明で桂高
校跡地の活用について、
有識者会議からの提言にこた
え、今年度上半期中に結論を
出すと述べた。提言の中心
は、看護師養成系高等教育機
関の設置または誘致である
が、それが最良の選択か、
また、可能か疑問を持つ。ま
た、都留市あるいは都留文科
大学が設置する案だが、教育
する人材の確保から施設設備
の整備、それらを進める事務
の体制づくりなど大変な資金
とエネルギーが必要である。



さらに、実行するのは新しい
市長となるが、継続性は担保
できるのか。誘致についても
相当な設備投資を求められる
ことになり、十分な利害得失
を検討しなければならぬ。組
織が必要ではないか。こうし
た課題をみたとき、今年度上
半期中の結論は拙速と感じら
れる。桂高校の閉鎖までは時
間があるので、引き続き市民
の声をくみ上げ、慎重に検討
するよう求め、市長の所信を
確認する。



答 「看護師養成系の高等教
育機関の施設として利活
用することが望ましい」との
提言内容は、少子高齢化によ
る人口減少社会において数少
ない成長分野である医療・福
祉系領域に的を絞つたもの
で、看護師確保対策が県政課
題の重要施策として位置づけ
られていることから考えて
も、その方向性は的を射たも
のと考えている。しかしなが
ら、施設利用の自由度があま
り無い点や、様々な機関との
協議を要することなど、数々
の高いハードルがあることも
事実である。また、設置形態
として、「都留市において開
設する場合」と「誘致により
開設する場合」の二案が示さ
れ、その違いによる特性を調
査・検討した上で、双方の実
現可能性を探り決定するべき
とされていることから、現
在、市が開設する場合の実行
可能性や採算性の調査、法人
化の可否等、フィジビリティ
スタディを実施するとともに
進出を希望する学校法人の意
向調査などを行っているところ
である。これまでに看護師
養成系の高等教育機関につい
て調査研究を行ってきたが、
どの学校においても開設する
際の懸案事項として、教員の

確保と実習先の確保を挙げており、文部科学省への設置申請にあたっては、申請時点でそれらの条件を全て満たしていることが必要であり、事前の準備には最低二、三年を要することであった。タイムスケジュールは大変厳しいものとなっているが、様々な調査・検討結果を踏まえ、県との連携を十分に図る中、開設に必要な条件や課題を整理し、進出を希望する学校法人の意向等も見極めるなか、本年度上半期中にはその方針を決定していきたい。なお、都留文科大による開設になるのか、誘致される他大学法人による開設になるのか、決定された時点で大学法人と都留市との正式な契約または協定等という形で締結が行われ、実行が確実に担保されることとなる。

小水力発電で インシアチブを

問 都留市の小水力発電施設
のモデルは、一般家庭や
地域の業者が使える規模の
もの普及であると思う。家
庭や地域の業者が使う規模
といふと「元気くん」よりさら
に小規模な発電施設であるが、

普及させるうえで解決しな
ければならないのは、第一に
水権であるが、関係団体の
理と法改正で解決する。第二
に発電機の製造業者に対する
国の支援策であるが、CO2
削減をテーマに自動車産業並
みに支援策を拡充すべきでは
ないか。第三に設置工費に
補助をすることであるが、こ
れも国に求めたいと思うが、
「元気くん」を設置した都留
市が先行して実施したらどう
か。これらの施策について具
体的な行動を起こせば、「元
気くん」を設置した自治体の
指導性発揮ということになる
のではないか。あらためて見
解を問う。



元気くん 3号

答 小水力発電の普及の障
害となる水権について
は、国において規制緩和に向
けた取り組みが順次進められ
ており、また、設置・稼働の
経費についても、本年七月か
らの再生可能エネルギーの固
定価格買取制度がスタートす

ることにより、百kw程度の
発電ができる地点では、民間
資本でも十分発電事業が可能
になると思われるが、「元気
くん」よりさらに小規模な発
電に使用する発電設備につ
いては、国内では開発途上にあ
り、本年度、経済産業省では、
低価格で発電効率の高い小型
の水力発電設備の開発、促進
に向けた実証事業への支援を
開始している。本市におい
ても、横浜国立大学と締結した
包括連携協定により、本年度
小規模な小水力発電を普及さ
せるためのスキームや社会シ
ステム化に向けた調査・研究
と実証事業を進めることとし
ており、日本の小水力発電の
パイオニアとしての位置を維
持していきたいと考えてい
る。また、小水力発電の活用
により、地域において新たな
雇用を創出し、産業の育成に
繋げていくための人材が不足
しており、人材の養成が急務
となっている。そのため、本
年度、NPO法人フィールド
21が主催し、本市が協力する
なか、自然エネルギー・省エ
ネルギー活用インストラクタ
ーを養成するための「小水力
研修」を六月二十二日から来
年の二月までの間、十二回に
わたって開催することとして

いる。これは、小水力発電を
設置・運営するために必要な
基礎知識のほか、実地の流量
調査や発電機の設計・製造に
関する知識・技能の習得を目
指すものとなっており、本市
の環境学習フィールドの利活
用の促進に繋がるものと期待
しているところである。今後
とも、小水力発電のトップラ
ンナーとして、学術機関など
とも連携するなか、市民と
もに怠りなく止むことなく自
然や多くの生物と共生する持
続可能な地域社会の構築に向
け、取り組みを進めていき
たい。

お城山の整備について

問 城や城跡を訪ねることを
趣味としている人も多
いと聞いているが、お城山の活
用については対外的にアピ
ルするとともに、健康な人
であれば誰でも気軽に登れる山
であるため、市民の憩いの場
として位置づけられるべきかと思
う。そういう前提で二点ほど
質問する。①登山道整備であ
るが、昨年の台風で何カ所も
崩落し、登山道部分は市が応
急的に整備した。市民生活の
延長線上でのお城山の活用と

いう立場から、まずは登山道
としての機能回復が必要で、
文化財として県が規制するな
らきちんと交渉すべきであ
る。市として、かつて相当の
費用をかけて整備をした歴史
もあり、しっかりと整備を
する時期が来ているのではな
いか。②桜の木は剪定である
が、何本もの木にてんぐ巢病
が発生していた。切り落とし
る病気だという。桜の名所と
いわれるところでは木の管理
には気を使っているようであ
るが、お城山にも対策を求め
たいが、いかがか。

答 ①文化財保護の観点か
ら、史実に基づき、本来
の勝山城の姿に戻すことが一
義的な課題となっており、そ
の目的からはずれた整備の工
法やルートの変更などにつ
いては、県指定史跡の解除につ
ながる可能性もあると考えら
れる。文化財の「活用」と「保
護保存」という大変両立が難
しい課題があるが、今後、県
と協議するなか、平成十七年
から五年間をかけて行った学
術調査事業での成果等も活用
しながら、勝山城跡の整備に
ついて検討していきたい。
②桜の落葉・休眠期で、かつ
他の木材腐朽菌の被害も受け

にくい十二月から二月までの間に、除去と殺菌剤の塗布を行う予定となっており、今後とも校の名所として広く市民に親しまれるよう適正な管理に努めていきたい。

杉山 肇 議員

▼再編後の桂高校跡地利活用策について
▼新学習指導要領について

再編後の桂高校跡地利活用策について

問 高校再編に関する諸問題の中で、市民の大きな関心事は、市長説明でも述べている桂高校跡地利活用策であると思うが、①現時点では、有識者会議の答申を踏まえ、実行可能性や採算性などを調査しているとのことだが、本年度上半期中に出されようとする最終判断の判断基準は何なのか。そして、判断の根拠となる資料などの情報公開はされるのか伺う。②県政の重要課題でもある看護師確保は、本市に限らず社会的な大きな問題でもあるが、その内容によつては市の財政に大きな負担がかかる可能性もある。市長説明では、看護師養成系の高等教育機関の実現に覚悟をもってと表現しているが、他の選択肢は考えている

のか、時間的な問題もある中においては看護師系に絞らず、広く教育施設として考える必要があるのではないかと思うが、考えを伺う。

答 ①判断する際の基準としては(一)第五次長期総合計画に掲げる「教育首都つるを

目指したまちづくり」の施策の一つである「学生人口の拡大」に寄与すること、(二)跡地利活用に係る初期投資及び運営のランニングコストが本市の財政に過度な負担を強いるものでないこと、(三)県立高校の跡地でもあることから県の政策課題の解決に資する方策であること、(四)入学希望者が多く卒業後の就職先が安定するとともに地域貢献ができる将来性のある分野の教育機関であること、などが考えられ、それらを総合的に検証・検討していきたい。また、最終判断をするのに用いた根拠資料等については、誘致に

新学習指導要領について

問 ①新学習指導要領が改訂され、小学校では昨年度から、中学校では本年度から全面実施されたが、本市における新学習指導要領への移行がスムーズに行われたのか、その状況を伺う。②大きな課題となっているのが保健体育の分野であり、特に本年度から完全実施される中学での新学習指導要領では、武道や水泳、また、球技では、ゴール型、ネット型、ベースボール型などが必修化され、指導する者にとつては、より専門性が求められることになり、指導する教職員にも専門分野があり全てを網羅するには大きな負担になるのではないかと危惧するところである。新学習指導要領でも掲げている「地域など社会全体で子どもたちの教育に取り組む」という理念にも則する、地域の人材、外部講師などの活用が必須であると思うが、考えを伺う。

よる開設に決定した場合の法人の公募や法人との交渉などの支障とならない範囲において、議会を始め市民の皆様にも公表し、説明責任を果たしていきたい。②今回の有識者会議からの提言については、庁内に設置してある企画推進局「教育首都つる」推進班でその方向性について幅広く検討を重ねた中であげられた利活用策である。(一)公立大学法人都留文科大学運営による新山梨県立大学都留キャンパスの誘致、(三)私立学校法人運営による大学・専門学校等の高等教育機関の誘致、(四)生涯学習施設の拠点として活用、(五)体育施設と宿泊施設を兼ね備えた研修合宿施設の整備、(六)市立中高一貫校の設置、の六案を有識者会議にお示し、各案について活発な議論をいただくなか、集約された結論を提言としていただいたものであり、これを重く受け止め、「看護師養成系の高等教育機関」を第一義的な利活用策として、その実現に向けて、覚悟を持って取り組んでいきたい。

指導要領完全実施に伴う問題点を課し、各学校から状況の聞き取りを行ったところである。一部の学校からは、小学校において一学年が毎日五校時授業、二年生が週一回六校時授業となり、子どもたちの負担が大きくなったのではないかと、指導時数の増減と指導内容の増減が比例せずに指導方法に苦慮する、授業時数の増加により学校独自の取り組み活動を中止せざるを得ない、といった意見が出されたものの、平成二十一年度から新要領への移行(徐々に時数・学習内容を増加)が図られたこともあり、現在のところ特に混乱もなく移行できているものと認識している。②市の三中学校には、現在、六名の体育教員が在籍しているものの、全ての科目に豊富な経験・技能・知見を有しているとは言えず、十分な指導が行き届くか、また、教員の負担増にもつながるのではないかと危惧している。このような状況の中で、経験及び技能豊かな「地域の人材」や「外部講師」などを活用することは、指導の充実や指導教員の負担の軽減を図るだけではなく、「地域の教育力低下」の回復にも役立つものと考えている。今



請願の審査について

請願第1号

「取り調べの全過程の可視化を求める意見書」の採択を求める請願

6月22日 継続審査

後は、平成二十一年度からスタートさせた「学校支援地域本部事業」の中の「各種指導者人材バンク」並びに「山梨県いきいき教育地域人材活用事業」の活用などにより、学習支援や生活指導の場に積極的に指導者を派遣し、「地域など社会全体で子どもたちの教育に取り組む」体制の強化を図っていきたい。

6月定例会各委員会の審査内容と結果

【総務常任委員会】

委員長 藤本明久

本委員会は、付託された議第29号、議第32号、議第33号及び議第34号の一部について、6月18日に委員会を開き、説明員の出席を求めて審査を行いました。

審査の過程では、・暴力団からの不当要求行為等に対する市の対応及びその排除のための市民等に対する支援について・土地開発公社の定款の変更に伴う公社が賃貸に供することのできる事業内容について、その他、質疑が行われました。

審査の結果は、議第29号、議第32号、議第33号及び議第34号の一部については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



【社会常任委員会】

委員長 上杉実

本委員会は、付託された議第30号について、6月18日に委員会を開き、説明員の出席を求めて審査を行いました。

審査の過程では、・外国人登録法に基づく登録者の推移と外国人登録法の廃止に伴う住民基本台帳の外国人の登録数について・関係条例の改正により新たに該当者となる各事業の対象人数について、その他、質疑が行われました。

審査の結果は、原案のとおり可決すべきものと決しました。



【経済建設常任委員会】

委員長 藤江喜美子

本委員会は、付託された議第31号及び議第34号の一部について、6月19日に委員会を開き、説明員の出席を求めて審査を行いました。

審査の過程では、・市営住宅の需要と供給のバランス及び廃止となる団地の取り壊し後の計画について・退去した住民の移転先について・市営住宅への入居希望者の待機数について、その他、質疑が行われました。

審査の結果は、いずれの議案も原案のとおり可決すべきものと決しました。



人事案件

六月二十二日の本会議で、議員のうちから選任する監査委員について議案が上程され、満場一致で同意されました。

監査委員

○下谷 小保 武

六月二十二日の本会議で、固定資産評価員の選任について議案が上程され、満場一致で同意されました。

固定資産評価員

○桂 町 小保 仁

六月八日の本会議で、任期満了に伴う恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙が行われ、指名推選により、次の方々が当選されました。

深桂恩賜県有財産

保護組合議会議員

○田野倉 河野 貞夫
○田野倉 井上 康彦
○田野倉 天野 朶一

奥山外四恩賜県有財産

保護組合議会議員

○田野倉 中村 邦彦
○田野倉 熊坂 周三
○田野倉 都倉 史朗

野脇恩賜県有財産

保護組合議会議員

○小形山 堀野 義春
○小形山 平井 正二
○小形山 井上 光夫

全国市議会議長会表彰

全国市議会議長会会長から、通算四年以上にわたり市議会正副議長を勤めたことにより、次の議員が特別表彰を受けました。

小保 武 議員

傍聴へのお誘い

あなたも議会を傍聴してみませんか。

市議会の様子を知るには、なんといいっても議会を傍聴することが一番です。

議会の傍聴は、本会議の当日に所定の受付簿に住所・氏名を記入するだけでできます。あなたの選んだ議員が、あなたの立場に立って活躍している姿をご覧ください。

次回の定例会は九月に開会予定です。

なお、委員会等についても傍聴することができます。

詳しいことについては

議会事務局

電話 四三一一一一

(内線三〇〇・三〇一)

までお問い合わせください。

請願や陳情は、

早めに準備

請願や陳情を提出する際は

次のことに注意ください。

○請願書には必ず紹介議員の署名または記名押印が必要です。陳情書の場合は不要です。

○請願・陳情者は、住所・氏名を必ず記載し、捺印してください。(連署名も同じ)

○内容が、たとえば教育関係と道路関係が一緒のもの、福祉関係と税務関係が一緒のものなどについては、別の委員会で扱いますので、なるべく別々に分けてお出してください。

○提出日は、特に定めてありませんので、いつでも差し支えありませんが、定例会(三月、六月、九月、十二月)招集日の四日前の午後五時までに提出されると、その会期内に審議されます。それ以降は次の議会で審議されることとなりますのでご注意ください。

次回の定例会は、

九月に開会予定です。

お問い合わせは、

議会事務局まで

電話 四三一一一一

内線(三〇〇・三〇一)

議会日誌

四月

- 5日(木) 都留文科大入学式
- 7日(土) 都留市都市公園玉川グラウンド落成式
- 8日(日) 市制祭協賛第39回ソフトボール大会
- 9日(月) 山梨県市議会議長会正副会長・事務局長会議
- 13日(金) 議会だより編集委員会
- 16日(月) 第24回山梨県市議会議長会定期総会
- 17日(火) 議会改革特別委員会
- 18日(水) 議会だより編集委員会
- 21日(土) 第49回都留保育所連合会定期総会
- 23日(月) 平成24年4月大月都留広域事務組合
- 24日(火) 校長会・教頭会合同歓送迎会
- 25日(水) 26日(木) 関東市議会議長会第2回理事会
- 第78回関東市議会議長会定期総会
- 中高一貫校誘致特別委員会
- 議会改革特別委員会小委員会
- 市町村長及び市町村議会議長会議
- 都留市制祭記念式典

五月

- 12日(土) 都留市はつらつ鶴寿大入学式
- 16日(水) 宮崎県日南市議会産業経済委員会行政視察研修
- 17日(木) 都留市商工会第51回通常総代会
- 特定非営利活動法人都留市体育協会
- 定期総会

六月

- 18日(金) 議会改革特別委員会小委員会
- 19日(土) 議会改革特別委員会
- 中央公民館合同開級式
- 都留機械金属工業協同組合
- 第41回通常総会・親睦会
- 20日(日) 都留市文化協会総会
- 21日(月) 国立大学法人横浜国立大学との包括連携協定調印式
- 22日(火) 都留市連合婦人会総会
- 23日(水) 全国市議会議長会第88回定期総会
- 25日(金) 京都府宇治市議会議員行政視察研修
- 26日(土) 都留市老人クラブ連合会定期総会
- 28日(月) 都留市民生委員児童委員協議会定期総会
- 31日(木) 第19回都留市ふれあい全国俳句大会
- 第28回国民文化祭都留市実行委員会
- 第2回総会
- 青少年育成都留市民会議定期総会
- 5日(火) 議会運営委員会
- 6日(水) 都留市老人クラブ連合会
- 8日(金) 第32回ふれあいゲートボール大会
- 14日(木) 6月定例会(開会)
- 18日(月) 6月定例会(一般質問)
- 19日(火) 総務常任委員会
- 22日(金) 社会常任委員会
- 経済建設常任委員会
- 議会運営委員会
- 6月定例会(閉会)

各会議における議員の欠席日数状況報告

【平成24年4月1日～平成24年6月30日】

議員名	小林 義孝	上杉 実	小林 歳男	小俣 武	小俣 義之	藤江 厚夫	国田 正己	武藤 朝雄	杉本 光男	堀口 良昭	谷垣 喜一	杉山 肇	水岸 富美男	清水 絹代	谷内 茂浩	鈴木 孝昌	藤本 明久	藤江喜美子
本会議	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
常任委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別委員会	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-

編集後記

議会だより編集委員会では、みなさまに、議会が身近なものとして感じていただけるよう、議会活動や定例会等の内容について、読み易く、また、分かり易くするために、簡略化等の工夫検討を重ねております。

今後も市民に開かれた議会を目指して、編集に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。



議会だより編集委員会

- 委員長 谷内 茂浩
- 委員 上杉 実
- 委員 水岸 富美男
- 委員 鈴木 孝昌
- 委員 藤本 明久
- 委員 藤江 喜美子

堀口良昭議員が、去る平成二十四年七月三日にご逝去されました。平成十五年以来連続三期にわたり、都留市議会議員としてご尽力され、市議会副議長、社会常任委員長、議会運営委員会副委員長等多くの重責を担われました。ここに謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈り申し上げます。

堀口良昭議員ご逝去



この議会だよりは、環境保護のため、再生紙、大豆油インクを使用しています。